

建築文化の振興に係るこれまでの取組と 今後の取組等について

目次

1. これまでの議論の振り返り
2. 令和7年度までの文化庁の取組
3. 今年度からの文化庁の取組の方向性
4. 本日は議論いただきたい事項

1. これまでの議論の振り返り

1-1. 本WGの開催経緯

- 「文化芸術推進基本計画（第2期）」（令和5年3月24日閣議決定）において、「建築文化の振興」が施策として位置付けられた。
- これに合わせ、文化庁では、国立近現代建築資料館の下に「建築文化に関する検討会議」を設置し、振興の意義や課題、各関係者に期待される役割等について検討。
- 検討会議は、令和5年7月に報告書を取りまとめ、報告書中では、文化庁において、関係省庁との連携のもと、建築文化に関する取組を推進するための検討を深めるべきとされた。

（参考）「文化芸術振興基本計画（第2期）」における建築文化に係る記載（抄）

第4 第2期計画における重点取組及び施策群

1. 第2期計画における重点取組

②重点取組2 文化資源の保存と活用の一層の促進 【計画期間中に取り組むべき重要施策】

（近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興）

- 建築文化の振興を図るため、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方を検討し、計画的な台帳作成を通じた価値付け、リノベーション等によるストック活用の促進、国立近現代建築資料館の機能強化、国民への普及啓発・社会的気運の醸成等を推進する。

（参考）建築文化に関する検討会議 報告書（抄）

特に、検討会議で議論があったように、“建築文化”振興立法を検討し、推進の基本枠組みや制度形成はもちろん、既存法との関係でも文化政策の観点から必要なバランスを図り、今後の時代に相応しい建築、景観の維持管理や継承、創造が進むとともに、衣食住という観点から国民の生活に密接な領域として生活環境の質の向上や世界からの評価にも繋がるような取組を推進するべきである。

“建築文化”に関する取組を戦略的に、かつ強力に推進するべく関係省庁との連携の下に文化庁において、全体戦略を常時検討、チェックするとともに、法制面や税制面等、専門的な検討を深めるべきである。

1-2. 第1～3回WGの開催状況

- 令和6年度より、文化審議会文化経済部会の下に、建築文化の振興に係る普及啓発及び相談等に関する支援策、人材育成、制度的枠組みその他の推進方策について調査するための「建築文化ワーキンググループ」を設置。
- これまで、令和6年度中に3回開催。
(第1回：令和6年10月31日 第2回：令和6年12月19日 第3回：令和7年2月27日)

第1回議題

- ・ ワーキンググループにおける論点

第2回議題

- ・ ワーキンググループにおける論点の整理
- ・ 各論点における今後の具体的取組案

第3回議題

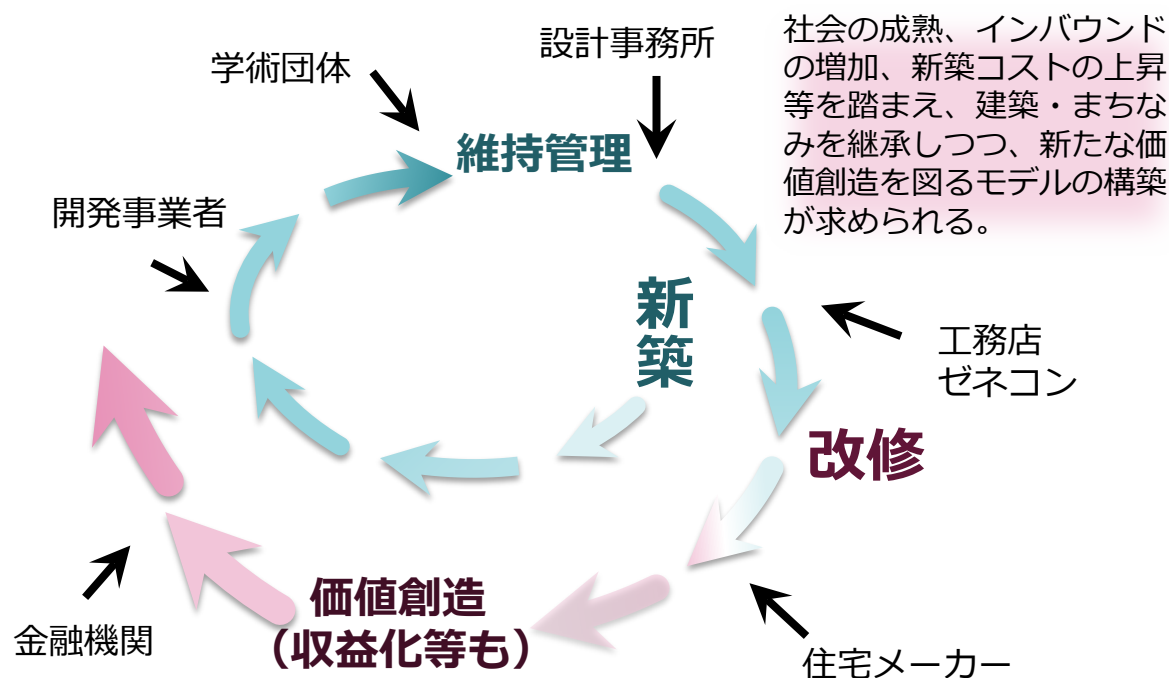
- ・ 継承・創造を促進する制度：継承計画

【第3回WGで示した建物・まちなみのライフサイクルの革新イメージ（一部改変）】

特に戦後、建物・まちなみは、新築後30～50年程度の期間で解体・新築を繰り返すライフサイクルを辿ってきた。



施主・所有者の発意



社会の成熟、インバウンドの増加、新築コストの上昇等を踏まえ、建築・まちなみを継承しつつ、新たな価値創造を図るモデルの構築が求められる。

スクラップ&ビルド型モデル

サーキュレーション&イノベーション型モデル

1-3. 第1～3回WGでいただいた主なご意見

＜建築文化の射程＞

- 近現代建築の保存だけでなく、新しい優れた建築も対象とすべき。
- 古民家なども含め、地域性・界限性を重視すべき。
- 景観や地域全体を含め、線・面で考えるべき。
- 生きた保存（用途を与えて使い続けること）が必要。
- 地域の記憶を継承する価値も重要。
- 建築意匠だけでなく、Built Environmentとして建築文化を捉えるべき。
- 少子高齢化、人口減少、防災など社会課題を解決する建築も評価すべき。
- 保存か解体かの二者択一ではなく、地域全体を良くする継承方法を考えるべき。
- 建築文化を環境政策・地域産業政策と結び付けるべき。
- 観光客が求めるのは地域固有の雰囲気であり、それが建築文化の価値となる。

＜建築文化を担う人材・拠点機能＞

- 日本には建築博物館がなく、海外から驚かれる。十分な規模・人材・収蔵機能を備えた施設を作るべき。
- 地域ごとに相談窓口（ファーストコンタクト）が必要。
- 制度を運用するには建築・法制度・まちづくりなど幅広い知識を持つ人材が必要。
- 建築文化センターだけでは相談対応は難しく、市町村を含めたネットワークが必要。
- 制度よりも地域で誰が担うかが重要。
- 建築文化センターはアーツカウンシルのような支援組織となるべき。

＜建築文化の取組への支援制度＞

- 建築文化振興を旗印として各省庁の制度を横断的に活用できる仕組みが必要。
- 建築基準法の適用除外制度など既存制度の活用を後押しする仕組みが必要。
- 観光・地方創生・空き家対策など各政策と連携させるべき。
- 大胆な改修を許容する場合でも一定の作法・ルール・審美眼が必要。
- 建築制度は新築中心であり、既存建築の活用に適していない。
- 遡及適用の調査負担を軽減する制度が必要。
- 用途変更時の制度負担が非常に大きい。
- 補助制度の活用に係るコスト・時間負担を軽減する必要。
- 建替え時には計画段階で建築文化継承を提案するアセスメント方式が望ましい。
- 行政手続を減らし、民間提案型へ転換すべき。
- 建築文化制度と既存制度（文化財、歴まち、景観法等）の役割分担を整理すべき。
- 補助金だけでなく、維持管理や増改築時の規制緩和などのメリットが必要。
- 省エネ、バリアフリーなどの柔軟な適用除外も検討すべき。
- 補助制度や税制優遇は所有者・事業者双方に必要。
- 網羅的なリスト化より現場づくりを優先すべきで、モデル事業を通じて制度を育てることが重要。

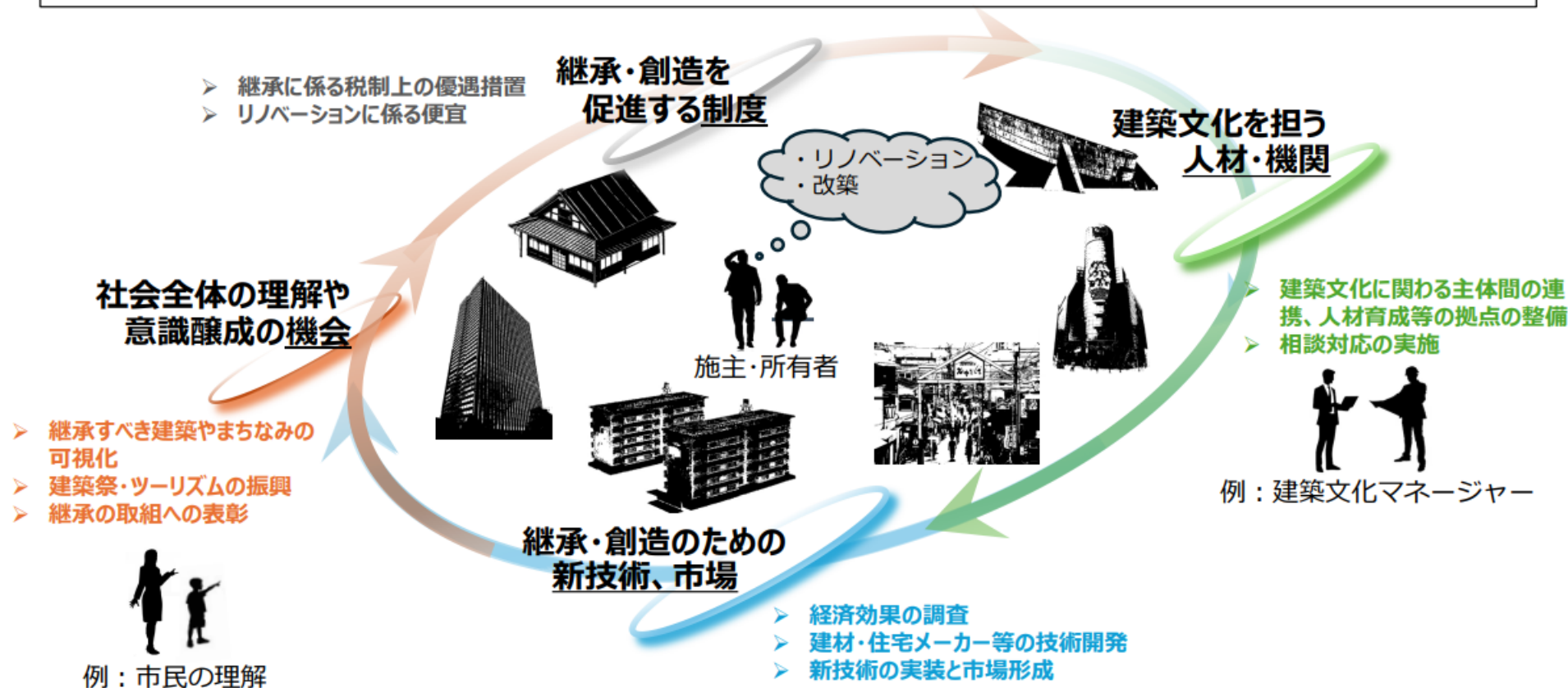
＜建築文化の普及・発信＞

- 古い建物活用への心理的ハードルを下げる必要がある。
- 建築文化を観光資源として海外へ発信すべき。
- 地域の観光人材へ建築文化の知識を提供する仕組みが必要。
- 建築文化を観光立国の主要コンテンツとして位置付けるべき。
- 建築文化の定義を自治体まで共有する必要がある。

1-4. 第3回WGで示したメカニズム

建築物・まち並みの新ライフサイクル[Circulation & Innovation (Circulinnovation)] を可能とするメカニズム作り

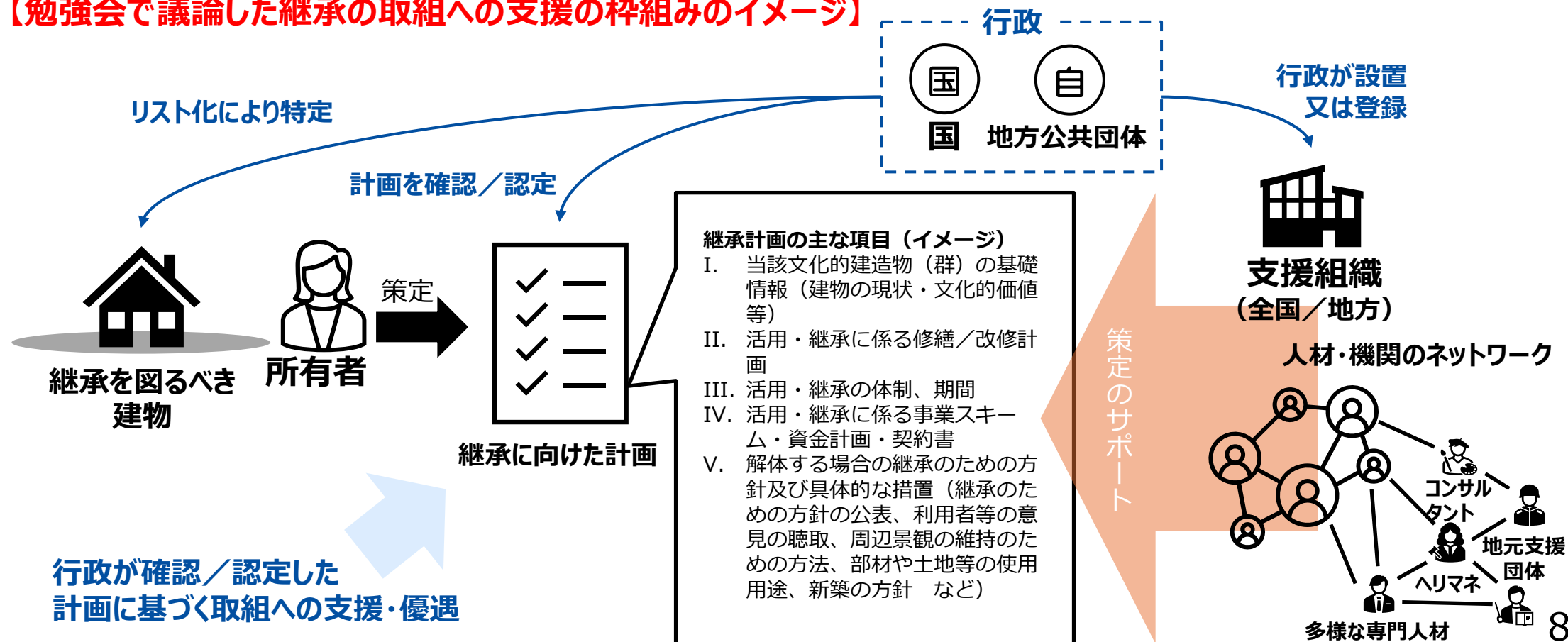
- 前述のように、建築物・まち並みの新たなライフサイクル・モデルは、従来の新築～取壊しではなく、（様々な形での）継承～新たな価値創造。関係者の主体的関与の下、循環型で新たな革新を生み出しながら（Circulation & Innovation : Circulinnovation）稼働することで、文化の継承・創造、経済効果を両立させる。
- 我々は、これを支える社会メカニズムを官民協力型で政策的に形成していくべき。



1-5. 令和7年に開催した勉強会での議論

- 令和6年度末から令和7年度初めにかけて、本WG委員に参画いただき勉強会を開催。
(第1回：令和7年3月24日 第2回：令和7年4月30日 第3回：令和7年5月22日)
- 建物の所有者への支援を行うために一定の枠組みを作ることを仮定し、枠組みの在り方、枠組みを動かすための所有者への支援組織と人材の在り方、所有者に対して行うべき支援・優遇の在り方等について議論。
- 具体的には、以下のような枠組みを仮定して議論した。
 - ・ 行政が特定した一定の建物の継承を行おうとする所有者が、「継承計画」を策定する。
 - ・ 所有者が「継承計画」策定の取組を行うに当たり、行政又は民間の支援組織が支援する。
 - ・ 行政は認定等した「継承計画」に関わる支援・優遇を行う。

【勉強会で議論した継承の取組への支援の枠組みのイメージ】



1-6. 勉強会での主なご意見

- 第1回及び第3回勉強会では、所有者が策定する「継承計画」の在り方と、「継承計画」を鍵とした所有者への支援・優遇の在り方について議論を行った。
- 第2回勉強会では中間支援を担う人材の育成等の在り方について議論を行った。

<継承計画を鍵とした制度>

- 制度化までのロードマップやステップを分かりやすく示すべき。
- 法律制定前でも動き始めることで制度化につながる可能性がある。
- 文化財制度や歴まち制度で拾えなかった建築文化を対象とする考え方は重要。
- Built Environmentや人口減少社会への対応など、従来制度では評価されない建築も積極的に拾うべき。
- ボトムアップ型で現場発意の制度とすべき。
- リスト化にこだわらず、迅速に支援できる制度が必要。
- 建築基準法だけでなく、バリアフリー法・省エネ法等を含めた包括的な規制緩和が必要。
- 規制緩和を含む「提案制度」を制度の柱に据えるべき。
- 所有者の意思だけでは制度が動かない場合も想定すべき。
- 実際には継承計画は事業者が作成することが多くなるのでは。
- 国によるリスト化と民間・事業者からの提案の双方を認める制度がよい。

<継承に係る相談体制>

- 建築文化地域センターを中心とした相談体制・ネットワーク整備が重要。
- 既存組織（DMO、ヘリテージマネージャー等）を活用した地域ネットワークが望ましい。
- 所有者自身が建物の価値を認識していないケースが多く、早い段階で相談できる窓口が重要。
- 「まずここへ相談すればよい」というファーストコンタクト先を明確に広報すべき。
- 税務署の無料相談会や法テラスのように、気軽に相談できる仕組みが望ましい。
- 建築文化センターは国の代替・補完機関として認証・承認を担うべき。
- 建築文化センターはアーツカウンシルのような支援組織となるべき。

2. 令和7年度までの文化庁の取組

2-1. 令和6～7年度の文化庁の取組

- 本WG及び勉強会での議論を踏まえ、「継承すべき建物のリスト化」や「継承計画」などの支援の枠組みのために必要となる仕組みの具体化に向けた調査を実施。
- 継承に向けた「相談対応」の実施に向けて、国立近現代建築資料館の下で専門家を委嘱し、具体的な案件に係る助言等を実施できる人材のネットワーク化の取組を開始。
- また、建築文化に係る意識醸成の試みとして、全国各地で開催されている建築祭等の建築ツーリズムの取組を振興するための取組を開始。

<令和6～7年度の取組>

①建築のリスト化・好事例抽出に向けた調査

- 特に近現代建築を対象に、継承が望まれる一定の価値が認められる建築をリスト化（10,412件）
- 継承・活用の好事例の抽出も実施（21事例）

②継承計画策定の実践

- 「継承計画」策定の取組を試行するため、特に策定のハードルが多いと考えられる事例（離島の建築群）について、継承計画の策定を実践

③建築文化に係る専門家のネットワーク化

- 継承に係る相談対応の実践や、建築文化の振興に向けた各施策への助言を得るために、国立近現代建築資料館の下に多様な専門家からなる「建築文化フェロー」制度を設置

④専門家による公開議論

- 「建築文化フェロー」として協力をいただいている専門家に、公開の場で各自の継承の実践の紹介や、意見交換を行っていただくイベントを開催

⑤建築ツーリズムの振興

- 全国の建築ツーリズムの取組の振興に向けて、関係者のネットワークづくりや全国各地の建築祭等の取組の発信、建築祭ファンの裾野の拡大を目指したイベントを実施

「メカニズム」
の論点との対応

継承・創造を
促進する制度

建築文化を担う
人材・機関

社会全体の理解や
意識醸成の機会

継承・創造のための
新技術、市場

2-2. ①建築のリスト化・好事例抽出に向けた調査（令和6年度）

- 特に近現代の建築物を対象に、活用可能性のあるストックを可視化することを目指し、一定の価値が認められる建築のリスト化を図るための情報を収集した。
- また、生きた建築として有用に活用されている近現代建築等の実例と、高い評価を受けながらも撤去された建築物の状況について調査を行った。
- 報告書及び抽出した建築のリストは文化庁HPに掲載。

<価値ある建築の抽出>

以下の類型について、表彰、地域の認定制度、雑誌・書籍等から抽出

【抽出のための類型】

- ①芸術性・技術性に優れる
- ②多くの人が愛着を抱く
- ③時代・地域の文化を象徴
- ④地域・社会に貢献する

10,412 件を抽出

②の「愛着」の可視化の手法に課題。
界隈性など建築を群でとらえた抽出にも課題。

<活用の好事例調査>

以下の視点に沿い、有識者へのヒアリング等から課題への対応として優れている事例を抽出し、詳細をヒアリング等により調査。

【事例抽出の視点】

- ①法的課題（既存不適格 等）
- ②技術的課題（意匠の継承）
- ③経済的課題（資金調達 等）
- ④人的課題（所有者の負担軽減）

21 事例を調査

<撤去の実態把握>

以下の対象に当てはまる建築作品について、解体・撤去の状況と、撤去の要因について情報収集。

【調査対象】

- ・建築学会賞受賞作品（～2024 年度）
- ・BELCA ロングライフ部門賞（～2024 年度）
- ・DOCOMOMO JAPAN による認定（2024 年時点）
- ・プリツカー賞受賞者作品（2024 年時点）
- ・ロイヤル・アカデミー建築賞（2024 年時点）

115 件が撤去

【撤去要因】

- ・解体の直接的要因：老朽化・耐震性・機能の陳腐化
- ・継承を困難にする要因：既存不適格の順法化・資金調達・活用主体とのマッチング
- ・撤去の促進要因：容積率割増の都市計画制度

2-2. ①建築のリスト化・好事例抽出に向けた調査（令和6年度）

活用の好事例調査で抽出した事例の例

事例1：神田SDGs コネクション（旧 岡田ビル）



（出典：再生建築研究所）

所在地：東京都千代田区

既存不適格の解消にあたり、減築方法を工夫。
通常、床面積が減ることで不動産価値も低下するが、減築で創出された余白や両隣の公開空地の活用・連続性確保によりまちとのつながりが生まれるとともに、再生のコンセプトに共感するテナント誘致にもつながり当該建物だけでなく周辺エリアの価値向上にも寄与することとなった。

事例9：門司港団地（旧畑田団地）



所在地：福岡県北九州市

廃墟化した団地の魅力をアピールしつつ、DIY を前提に3 年間（2027 年8 月まで）は1 万円／月という廉価な家賃で賃貸することで個性的な入居者を集めている。
入居者によるDIY 方式で工事中に入居者どうして顔を合わせる機会も多いことから交流が進みつつあり、イベント開催など入居者によるにぎわいづくりの取り組みへの展開が期待される。

事例17：TANEYA



（出典：勝川商業開発）

所在地：愛知県春日井市

空き家状態であった住宅兼店舗の家具什器等を整理するとともに、逆算方式による利用料設定で補助金に頼ることなく若手起業家を育成するシェア店舗として運営している。
建物内に多くの家具什器等の荷物があつたことなどから空き家となっていた建物を、「地域の活性化に資する利活用」というオーナーの思いを踏まえてまちづくり会社が事業化。

事例21：トキワ荘通り昭和レトロ館（旧：味楽百貨店）



（出典：豊島区HP）

所在地：東京都豊島区

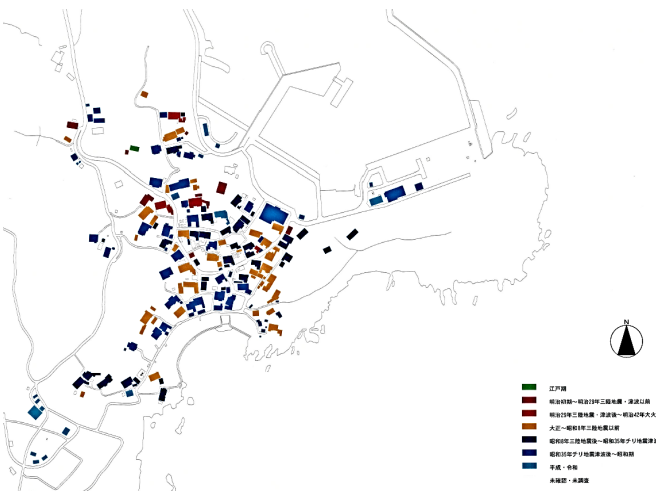
戦後復興期に建設されたマーケット建築を、官民が連携して運営・費用負担し、地域の歴史と結びつけた文化施設として整備することで、周辺地域を活性化している。
整備計画において、当時の間取り（部屋割り）を残し、戦後昭和の古き良き雰囲気を活かした空間づくりを行うことを定め、建物全体を歴史的文化遺産として保存・体験できる施設へと転換。

2-3. ②継承計画の策定の実践（令和7年度）

- 令和7年度に、宮城県石巻市にある離島、田代島の建造物群を対象として「継承計画」の策定の実践を行った。
- 田代島南部の仁斗田地区について、住宅の悉皆調査等を経て、継承に向けた活用方法等を検討。
- 離島固有の課題を含め、継承に向けた課題が複雑であり、計画の策定に向け、多角的な視点からの検討が求められるとともに、計画は地域での継続的な実践が求められるものとなった。
- 地域に根差した建築文化を支える主体と、地域の主体を支える伴走支援の仕組みの必要性が示唆された。



島南部の仁斗田集落の景観



仁斗田集落の時代別建物分布

<田代島の位置・概要>

- 宮城県石巻市牡鹿半島の東南約17kmに位置する離島
- 三陸復興国立公園内、面積2.92km²
- 2集落（仁斗田・大泊）を有する
- 人口43人(R2)、高齢化率69.8%(R2)
- 登録有形文化財（建造物）2件
 - ・ 臣屋阿部家住宅主屋（明治14年）
 - ・ 臣屋阿部家住宅隠居屋（昭和29年）

<調査・検討内容>

- 島南部の仁斗田地区の住宅等190棟の悉皆調査
- 台帳・分布図の作成（用途／年代／構造／破損状況）
- 臣屋阿部家の改修履歴・課題整理
- 活用・継承方法、支援策、継承計画の検討

<継承に向けた取組提案>

【臣屋阿部家住宅】

- お掃除＋島ごはんプロジェクト
- 建築案内・ギャラリー・お茶のみ拠点
- 大工紹介、仮設材共有、古材ストック

【仁斗田地区】

- 寄り合い所・歴史伝承の場づくり
- 短期滞在・移住体験の場
- 海産物加工・収穫体験等の交流事業

【情報発信】

- 散策ルートマップ・島のいいところ案内カード・ボランティア活動の活性化

<継承計画づくりにおける課題>

- 田代島の建築文化の全体像は、登録文化財である臣屋阿部家のみならず、仁斗田地区全体の建物群・路地・浜・神社・景観の関係を把握することで明らかとなった。
- 一方で、離島では老朽化への対応、水回り等の設備不足、施工時の運搬費・宿泊費、担い手不足など、継承を進める上で困難が多い。
- 離島における建築文化の継承は、個別建物のみならず、建物群、景観、生活文化、記録、担い手形成を一体で扱う必要がある。
- したがって、継承計画は単なる保存方針ではなく、調査・修理・活用・交流・情報発信・担い手形成を含む実施計画として構想する必要があった。

<建築文化振興の取組への示唆>

- 計画づくりには、建築や文化財に関する知識だけでなく、法制度、資金調達、所有者支援、情報発信、ボランティアや来訪者の受入れなど、多様な視点と継続的な実践が必要。
- 地域において継承計画を構想し、実際に動かしていくためには、地域に根差した構想の主体と、その主体を支え、技術的・制度的・人的な面から伴走する支援機能が不可欠。
- 得られた知見を、支援組織が蓄積し、参照可能な形で整理・共有できる仕組みを持つことが望まれる。

2-4. ③建築文化に関わる専門家のネットワーク（令和7年度～）

- 令和7年度より、国立近現代建築資料館（以下、資料館）の下に、建築文化の振興に関わる多様な専門家を「建築文化フェロー」として任命し、助言を得る仕組みを設置（無報酬）。
- 全国の各地域において、まちなみの継承に取り組んでいる実践家や、建築の継承・再生に携わる建築家、継承の取組に係るファイナンスやファンドレイズに知見のある専門家などに参画いただき、専門家間での意見交換等を実施するほか、施策の具体的な検討に当たり助言をいただいている。
- また、建築史家や、建築の魅力の発信に取り組む方にも参画いただき、今後の資料館の機能強化に関する助言もいただいている。
- 令和8年度も継続して設置。

R8年7月時点任命フェロー（33名）

大島 芳彦	ブルースタジオ専務取締役、クリエイティブディレクター
尾谷 恒治	弁護士法人・税理士法人尾谷＆パートナーズ 代表弁護士・代表税理士
加藤 耕一	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授
加藤 道夫	東京大学名誉教授
神本 豊秋	株式会社再生建築研究所代表取締役
北島 力	株式会社NOTE八女代表取締役
金野 幸雄	一般社団法人創造遺産機構理事
窪添 正昭	窪添正昭建築設計事務所代表
倉森 京子	株式会社倉森京子事務所代表取締役 多摩美術大学特任教授
黒木 正郎	日本郵政株式会社技術統括本部首席建築家
桑田 光平	東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻教授
腰原 幹雄	東京大学生産技術研究所教授
後藤 治	弁護士法人・税理士法人尾谷＆パートナーズ顧問
佐々木 葉	早稲田大学理工学術院 教授
高澤 直之	株式会社エイチ・アイ・エス法人営業本部食文化輸出チームPM
高橋 寿太郎	創造系不動産 代表取締役 神奈川大学建築学部 教授

時岡 壮太	株式会社デキタ代表取締役
豊田 雅子	NPO法人尾道空き家再生プロジェクト代表理事
中嶋 徹	株式会社竹中工務店設計本部伝統・レガシー建築グループシニアチーフエキスパート
馬場 正尊	株式会社オープン・エー代表取締役 東北芸術工科大学教授
平沼 孝啓	建築家（平沼孝啓建築研究所 主宰）
廣安 ゆきみ	READYFOR株式会社文化部門長
福田 和則	株式会社 エンジョイワークス代表取締役
藤村 龍至	東京藝術大学美術学部建築科准教授
藤本 壮介	建築家（藤本壮介建築設計事務所 主宰）
堀川 斉之	大成建設株式会社設計本部第7部設計室長
水上 幸子	株式会社リノベリング取締役
宮崎 晃吉	株式会社HAGISO代表取締役 東京藝術大学 芸術未来研究場 特任准教授
宮沢 洋	株式会社ブンガネット代表取締役
矢部 智仁	RRP（Regional Revitalization Partner）代表 （公社）日本不動産学会 理事
山崎 鯛介	東京科学大学博物館教授
山本 大輔	島根県営繕課課長補佐 大建築友の会
吉原 勝己	株式会社スペースRデザイン代表取締役

2-5. ④建築文化フェローによる公開での議論（令和7年度～）

- 令和8年3月に、東京都内で建築文化フェローの方々に登壇いただき、それぞれの実践等について、公開の場でお話しいただき意見交換していただく、「建築文化サミット」を開催。
- 文化庁公式YouTube上でアーカイブ配信を行っている。

建築文化サミット

～まちづくり×ビジネス×デザインのシナジー～

日程：2026年3月6日（金）

会場：国立新美術館

- 建築文化フェローに登壇者となっただき、市民に親しまれてきた建造物や景観を現代のニーズに合わせて継承・改修し、文化と経済の好循環を生み出している取組として、各々の実践事例を紹介いただいた。
- 「まちづくり」、「ビジネス」、「デザイン」の3テーマで、各テーマ1名のフェローから実践に係るプレゼンテーションを行っていただいたのち、フェロー間での意見交換を行っていただき、各々の専門性に引き付けて建築がもたらしている価値や、その価値の発揮のための実践について意見を交わした。

<各テーマにおけるプレゼン内容>

「まちづくり」

- 伝建地区における古民家の利活用、アウトドア施設の運用等の官民連携のまちづくりの実践

「ビジネス」

- 地域活性化ファンドを活用した歴史的建造物・空き家の再生・利活用による持続可能なまちづくりの実践

「デザイン」

- ビルや住宅などの既存の建築の再生の実践



会場の様子



文化庁YouTubeチャンネルでアーカイブ配信中

2-6. ⑤建築ツーリズムの振興（令和7年度～）

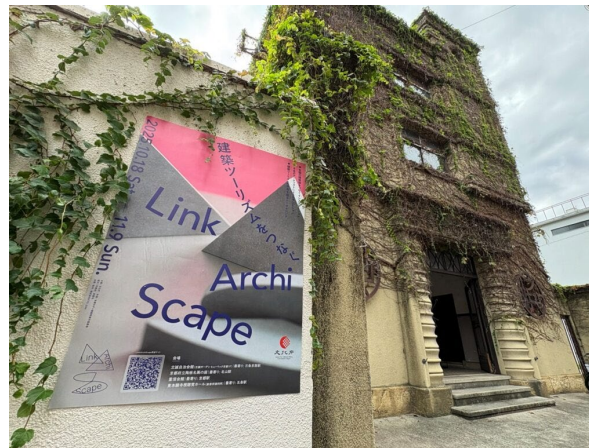
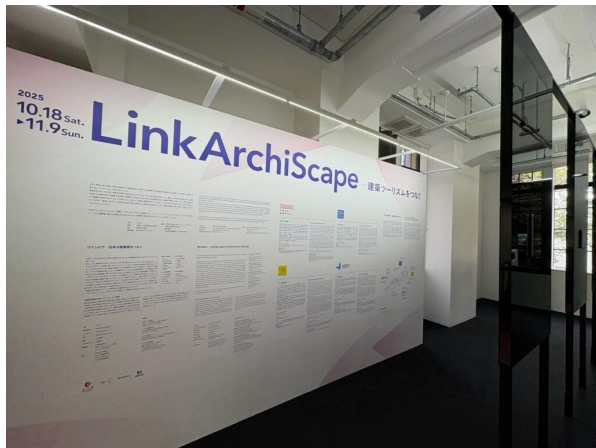
- 令和7年度より、全国各地の建築祭などの建築ツーリズムに取り組む団体等との連携した取組を開始。
- 「LinkArchiScape」と題し、全国の建築ツーリズムの取組の発信と、関係者のネットワーキングを図るイベントを実施。
- 令和7年度は、京都モダン建築祭に合わせて、京都市内で全国の建築祭の発信を行う展示、建築祭の会場を使ったアート作品の展示、全国の建築ツーリズムの関係者を集めたイベント等を実施。
- イベントに参加した自治体が、本取組をきっかけに新たに建築祭の取組を始めており、取組が波及している。

LinkArchiScape

－建築ツーリズムをつなぐ

日程：2025年10月18日（土）～11月9日（日）

会場：立誠自治会館（立誠ガーデン ヒューリック京都1F）
京都府立陶板名画の庭、重信会館
東本願寺視聴覚ホール（新参拝接待所）



- 全国の建築祭との連携展示。
- 特に、京都モダン建築祭、なめりかわ建物フェス、ひろしま国際建築祭、マツモト建築芸術祭について、写真により建築祭の魅力の発信する展示として構成。
- 京都市の京都モダン建築祭の会場において、建築祭での未公開エリアを活用したアート作品の展示を実施し、インバウンド含む多くの来場者を集めた。
- 建築祭ファンの裾野の拡大を試みた。
- 建築ツーリズム関係のトークイベント等のイベントを通じ、全国の建築ツーリズム関係者を集め、関係者のネットワークづくりを実施。
- イベントに来場した自治体関係者が新たに建築祭の取組を開始するなど、ネットワーキングの効果が波及。

2-7. 令和6～7年度の取組の成果と課題

継承・創造を 促進する制度

- 今後の取組の基礎として、継承を図るべきと考えられる一定の建築を可視化
- 改修・再生・転用などを経て建築やまちなみを継承している好事例について、複数の観点から把握
- 課題の多い地域における建物群の継承計画策定を実践

建築文化を担う 人材・機関

- 建築の継承に係る専門家のネットワークを形成して助言を受け、体制を整備、助言機能を試行できる段階に

社会全体の理解や 意識醸成の機会

- 継承を図るべきと考えられる一定の建築を可視化
- 建築ツーリズム団体のつながり作りにより取組が波及

継承・創造のための 新技術、市場

- 金融機関と連携した継承の取組の把握

- 愛着など、ボトムアップでの建築に対する価値評価の可視化の手法の未確立
- 文化財に限らない建物の改修・再生等による継承の取組を好事例として展開する仕組みの不在
- 継承の計画づくりのハードルの高さによって、計画づくり自体が目的化し継続的な実践につながらないリスク

- 地域に根差した主体がいなければ、地域での継承の取組を進める調整が困難
- 地域と専門家のネットワークをつなげる実践の場づくりが必要
- 各地域に必要な人材・ノウハウをつなぐ全国的な又は広域のハブ機能が必要

- 愛着など、一般市民に伝わる建築の価値を可視化・共有する手法が未確立
- インバウンドに特化した建築ツーリズムの実践は限定的
- インバウンドに訴求する我が国の建築の魅力の発信の蓄積が必要

- 継承の取組を進めるうえで、事業に投資をする側（銀行・金融機関等）の理解を得られるような価値の説明・発信が必要

3. 今年度からの文化庁の取組の方向性

3-1. 取組の成果・課題を踏まえたメカニズムの具体化

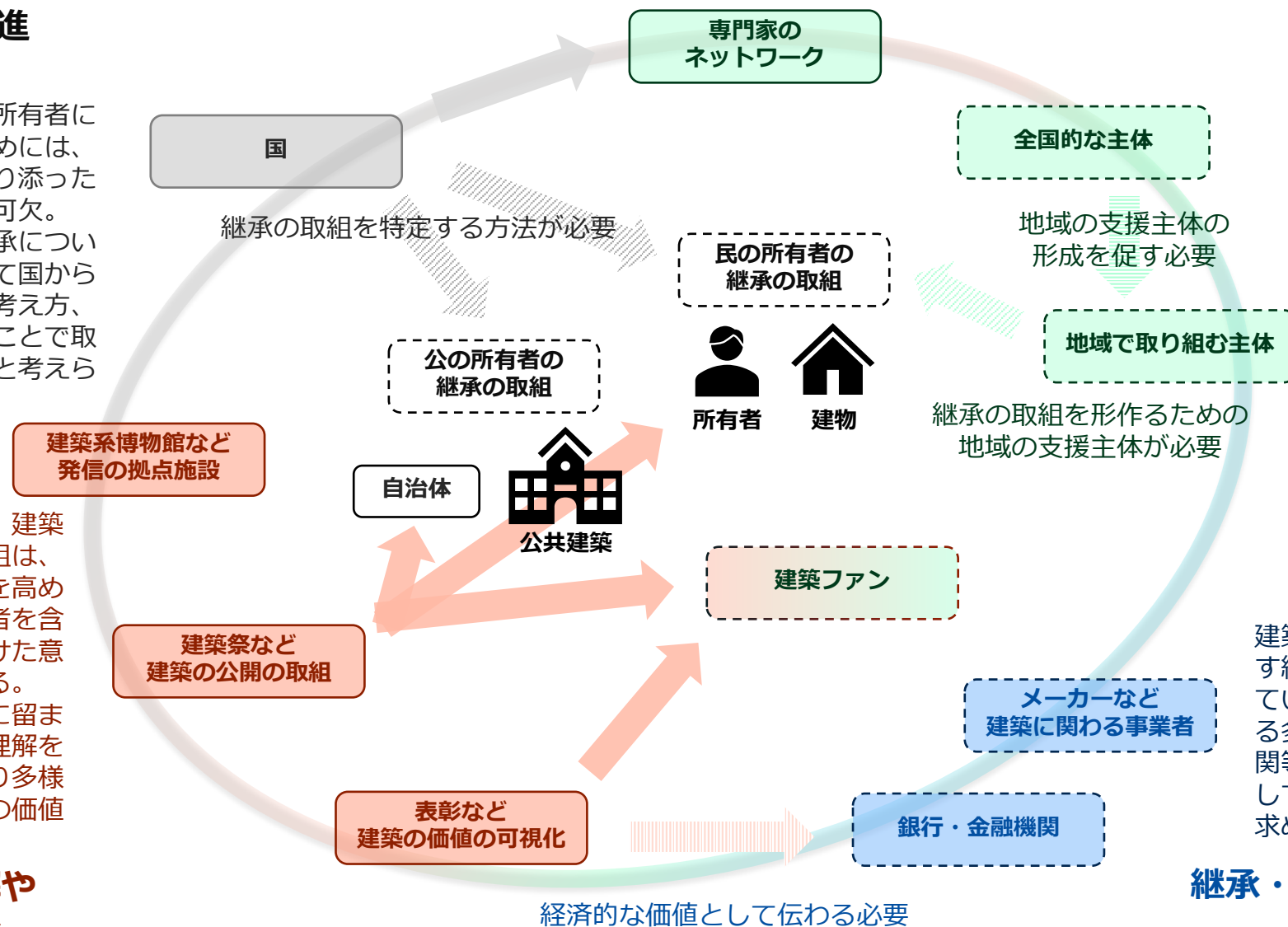
- 所有者に支援を届けるには、地域の担い手の存在と、地域の担い手を支えるノウハウを持つ広域的な主体が不可欠。
- 他方、所有者のうち自治体に対しては、国から直接ノウハウ等を提供し、取組の促進が図れるのではないか。
- 建築文化の価値への理解について、より幅広い主体（専門家・ファン以外）へと伝わるあり方の検討が必要。

継承・創造を促進する制度

継承に課題を抱える所有者に適切な支援を行うためには、地域の支援主体が寄り添った対応を行うことが不可欠。他方、公共建築の継承については、自治体に対して国から直接、継承のための考え方、手法を整理して示すことで取組を促すことが可能と考えられる。

建築ツーリズムなど、建築を外に開いていく取組は、市民の建築への関心を高めるだけでなく、所有者を含む関係者に継承に向けた意識を高める機会になる。建物ファンや専門家に留まらず、幅広い主体に理解を広げるためには、より多様な主体に届く、建築の価値の表現が求められる。

社会全体の理解や意識醸成の機会



建築文化を担う人材・機関

建築の継承に向けた課題は、建築自体に係る知見のみならず、多様な専門性や地域固有の状況に関する知見を持つ人材のネットワークで解決される。地域で継承に取り組む主体と、不足する人材・ノウハウを補う、全国・広域の支援組織が必要。

建築の継承の取組がもたらす経済的価値を明らかにしていくことで、建築に関わる多様な事業者や、金融機関等を継承に関わる主体として巻き込んでいくことが求められる。

継承・創造のための新技術、市場

3-2. 令和8年度からの取組

- 令和8年度からは、地域の継承の実践現場への伴走支援を行う取組を通じ、地域における継承の現場を実際に組成し、必要な関係者とのネットワークづくり等を進めることで、地域の継承の主体の形成を進めながら、あわせて広域的に各地域の取組を支える主体のモデル開発を併せて行う。
- また公共建築については、自治体に向けて継承の手法を整理したガイドラインを発出するため必要な調査を実施。
- 建築文化の価値の発信、可視化に向けて必要な調査を行うとともに、建築ツーリズムの振興等を継続して実施。

<令和8年度～の取組>

①支援体制の構築に向けた調査

- 全国の複数の地域において、継承に取り組む主体の各フェーズの取組を伴走支援する事業を実施
- 地域の主体への伴走支援を通じて、広域的な継承支援の組織としてのノウハウを蓄積し、モデルを開発

②公共建築の継承に向けた調査

- 公共建築を改修して継承する取組について、自治体が民間事業者を巻き込んで検討を進めるために必要な取組・手続き等を整理し、自治体に周知を図っていくための調査を実施

③建築の魅力の分析に向けた調査

- 建築に対する「愛着」など、専門家ではない市民目線の建築の評価の可視化と、市民目線の評価の観点を踏まえた建築の価値の発信の方法を検討し、手引きの作成を目指す

④経済効果・インパクト評価に向けた調査

- 建築の継承の取組がもたらす、経済的効果や社会的インパクトを評価する手法を検討し、継承に取り組む主体が活用できるマニュアルとして整理することを目指す

専門家のネットワーク化<継続>

専門家による公開議論<継続>

建築ツーリズムの振興<継続>

「メカニズム」
の論点との対応

**継承・創造を
促進する制度**

**建築文化を担う
人材・機関**

**社会全体の理解や
意識醸成の機会**

**継承・創造のための
新技術、市場**

3-4. ②公共建築の継承に向けた調査（令和8年度～）

- 昭和期に建てられた公共建築は、「保存（改修）か、解体か」の判断を迫られる時期に入っている。
- こうした建築物には、建築として一定の評価がされているものや、愛着を持つ地元住民等から保存を望まれるものもあり、近年では、行政が民間活力の活用による改修・継承を検討する場合も多いが、人的・財政的制約から検討が進まなかったり、事業者の公募が不調に終わったりして解体に至る事例がある。
- 行政担当者や民間事業者が検討を具体化・前進させるため、各ステークホルダーがいつ、何を行うべきかが明確に理解できるガイドラインの策定に向け、基礎となる先行事例の調査等を実施。
- 調査の成果を踏まえ、令和9年度以降にガイドラインとしてとりまとめを目指す。

【調査での実施内容（イメージ）】

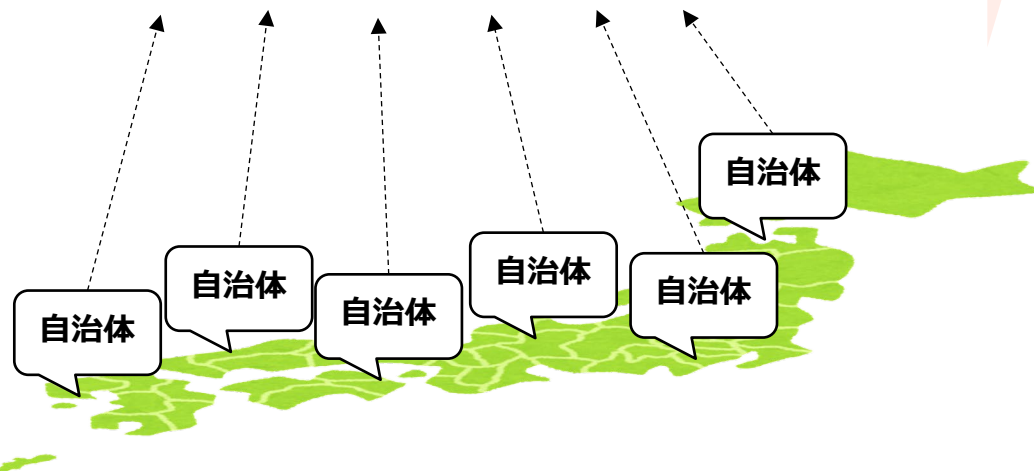
課題把握

（アンケート・ヒアリング）

先進事例の詳細調査

（検討・調整プロセスの見える化）

具体案件への伴走によるケーススタディ



【とりまとめる事項（イメージ）】

・ 民間プレイヤーの見つけ方

（適切なパートナーを見つけるためのサウンディングや
公募の進め方、官民の適切なリスク分担）

・ 地方公共団体、民間事業者の費用負担の軽減策

（地方創生・まちづくり・建築物関連の補助金・交付金や
金融支援の活用・申請方法、ふるさと納税やクラファン
等の有効な活用・実施方法）

令和9年度～

ガイドラインとしてとりまとめ発信

3-5. ③建築の魅力の分析／④経済効果・インパクト評価に向けた調査（令和8年度）

- 建築の評価は、表彰等を通じて可視化され、それにより建築ファンを惹きつけている状況がある一方、表彰等の専門家目線での評価は、必ずしも市民に広く理解されるものではないと考えられる。
- 他方、市民から広く愛着を持たれている建築は、必ずしも専門家による評価によって価値が裏付けられるものではなく、専門家目線の評価と、愛着等の市民目線での建物の評価にはギャップがある。
- 両者のギャップを踏まえた価値の伝達手法を整理し、観光、インバウンド対応も含む価値発信の場への応用を目指す。

【調査内容】

受賞歴・緊急重点調査対象・建築ツアー対象等の基準で10件以上の建造物を選定し、以下の二軸で情報収集・分析する。

a. 専門家軸: 専門家は評価するが市民に伝わらない価値

b. 市民軸 : 市民は評価するが専門家が拾えていない価値

a./b.のまとめを基に

- ・ 認知ギャップ構造と発信優先度の考察（乖離マップ等）の整理
- ・ 伝達手法の手引き（構成概念図・階層構成案・プラットフォーム別形式案・導線方針案）の作成を行う。

- 建築やまちなみの継承に向けて、新たな活用事業を進める物件の取得や改修に当たり、一定規模の資金が必要となつて、金融機関等からの融資を求める場合、継承の取組の価値を経済的な側面から明らかにする必要に迫られる。
- 今後の全国の継承現場での取組の促進や、建築やまちづくり等に関わる事業者等の幅広い主体への訴求に向けて、建築やまちなみの継承の取組の経済効果・社会的なインパクトの評価のための手法を整理し、マニュアル化することを目指す。

【調査内容】

① 地域軸 : 地域特性が大きく異なる地域を3地域以上選定

国勢調査等の時系列データで「活動前の課題」と「活動後の変化」を比較し、経済面と社会面の影響を多面的に測定できる算出モデルを構築。

➡ 自治体・活動団体向けの平易な実用マニュアルを作成。

② 国家軸 : 「文化GDP」の概念を尊重しつつ、建築分野の特殊性（ストック自体の経済価値、活用、リノベーション投資等）を直接反映する代替指標・推計手法を開発、国家レベルの算出モデルを構築。

➡ 実用マニュアルを作成。

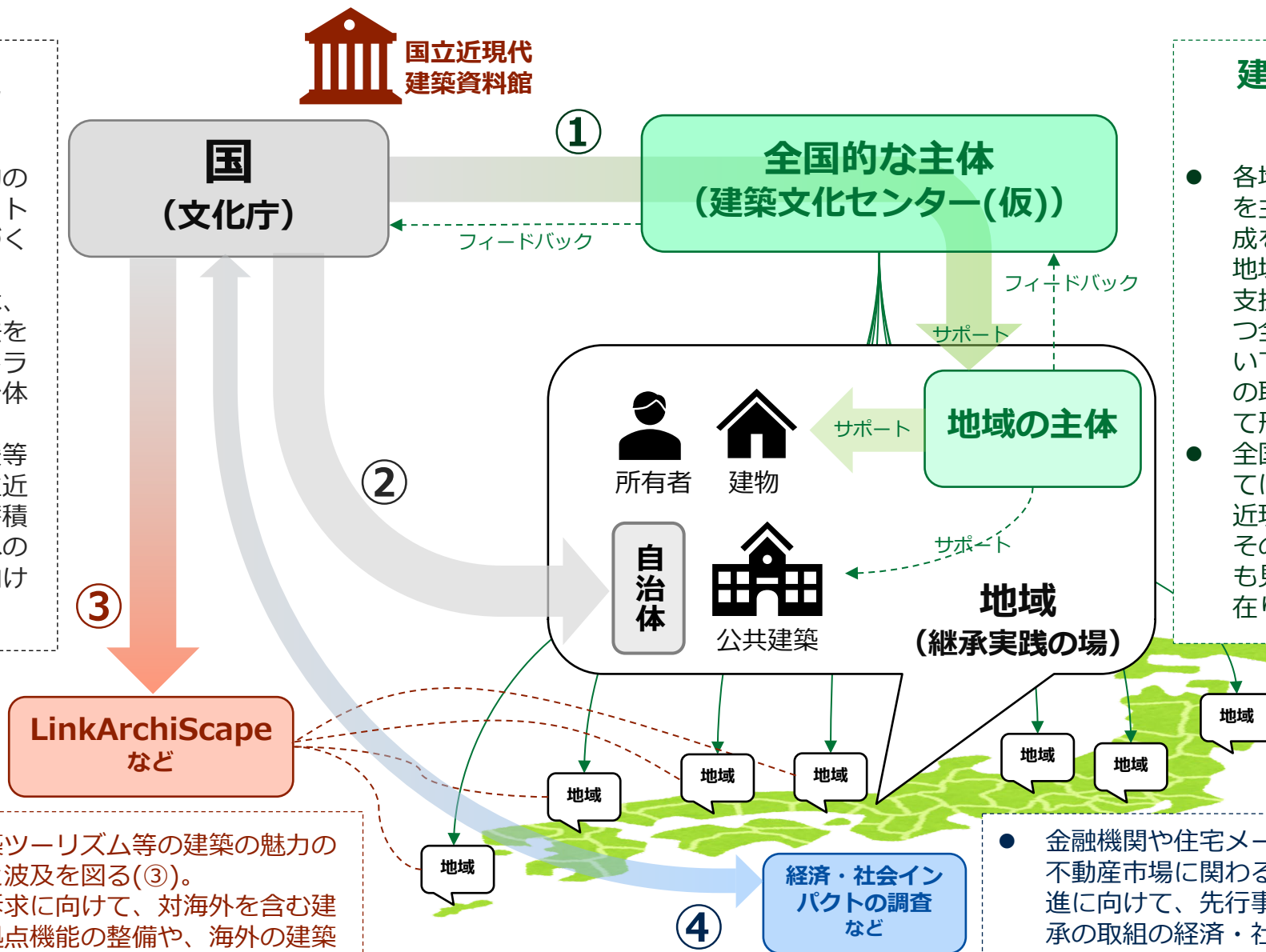
3-6. これからの取組の枠組み

継承・創造を促進する制度

- 各地域における建物の継承の取組をサポートするための仕組みづくりを進める(①)。
- 公共建築については、継承の考え方・手法を国で整理したガイドラインを作成し、自治体の取組を促す(②)。
- 各地域への伴走支援等から得た知見を国立近代建築資料館に蓄積し、制度面の課題への対応策の具体化に向けた検討につなげる。

建築文化を担う 人材・機関

- 各地域の継承の取組を主導する主体の形成を図るとともに、地域の主体への伴走支援を行う機能を持つ全国的な主体についても、地域の主体の取組の支援を通じて形成を図る(①)。
- 全国的な主体については、将来的に国立近現代建築資料館がその機能を担うことも見据えて、組織の在り方を検討する。



- 引き続き国内の建築ツーリズム等の建築の魅力の発信の取組の連携と波及を図る(③)。
- インバウンドへの訴求に向けて、対海外を含む建築の魅力の発信の拠点機能の整備や、海外の建築ツアー団体との交流による知見の蓄積を図る。

社会全体の理解や意識醸成の機会

- 金融機関や住宅メーカー等、建築や不動産市場に関わる主体の関与の促進に向けて、先行事例の発信や、継承の取組の経済・社会へのインパクトの可視化の取組を進める(④)。

継承・創造のための 新技術、市場

4. 本⽇ご議論いただきたい事項

4-1. 本日で議論いただきたい事項

④ これからの取組の枠組みと今年度の議論のポイントについて

- 文化庁として今年度からの数年程度の間に進める建築文化振興の取組について、3-6の「これからの取組の枠組み」の通りに整理した。
- このような取組の枠組み全体についてご意見をいただくとともに、取組の方向性を踏まえ、今年度本WGで議論を深めるポイントについてご意見をいただきたい。

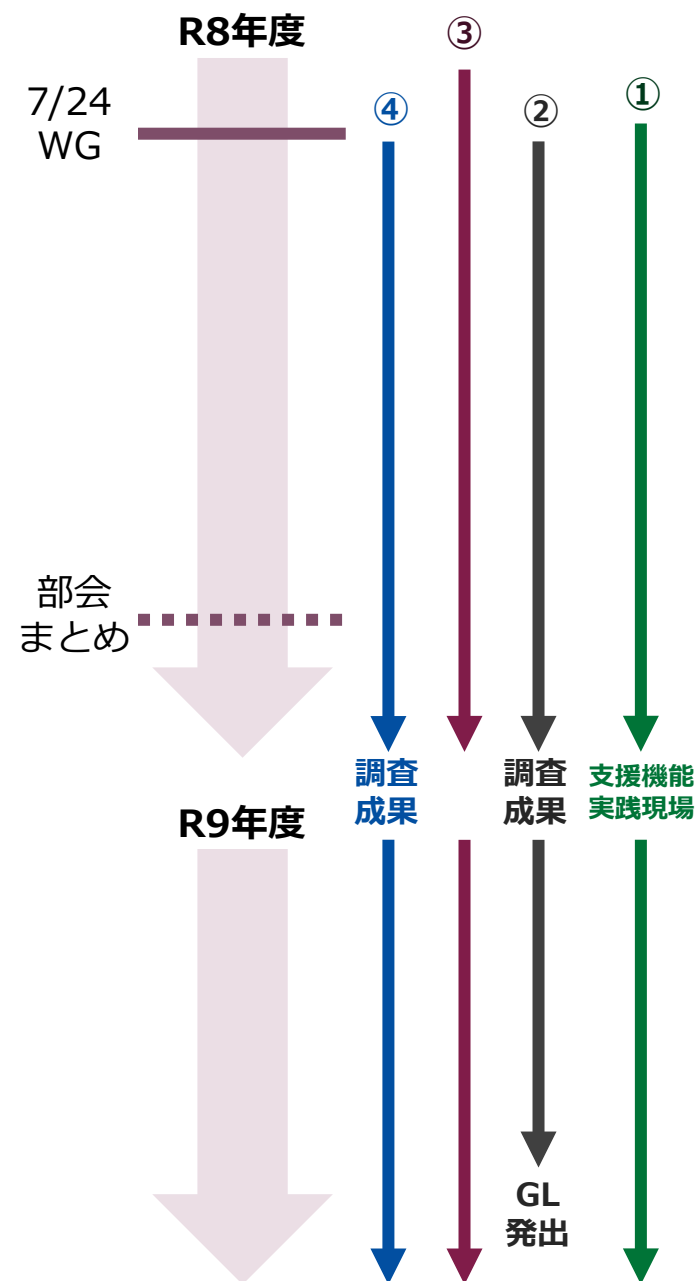
⑤ 建築の魅力の発信の在り方について

- 今後、国、国立近現代建築資料館や、「建築文化センター」等により、建築の鑑賞や、建築に愛着を持ち使い続ける取組を広げるために行うべき建築の魅力の発信の取組の在り方について意見をいただきたい。
- 建築の継承をとりまく環境に変化を起こすために、広く、建築の魅力や建築の継承の価値への理解を広げるための取組のアイデアをいただきたい。

⑥ 自治体に公共建築の継承の取組を促すためのメッセージについて

- 今後、公共建築に関する自治体へのガイドラインの発出に向けた調査を行う中で、継承の取組の手続きや手法など、技術的な内容についての検討を進めるが、ガイドラインでは、建物を使い続けることの意義や、望ましい継承の在り方についてのメッセージを併せて示す必要がある。
- 公共建築の所有者である自治体に継承の取組を促していくために伝えるべきメッセージとして、重要なポイントを整理したい。

4-2. これからの取組の枠組みと今年度の議論のポイント



- これからの取組の枠組みの中で、①の全国や地域の主体の形成は、今年度の取組を通じ、地域で継承現場を作っていくとともに、それを伴走支援する全国的な主体である「建築文化センター(仮)」の実態形成を試みる。
- ②や④については、本年度は調査の側面が強いため、今年度は①の実践の中で得られる成果・課題等も踏まえ、「建築文化センター(仮)」の在り方を具体化するための議論を集中的に行ってはどうか。

建築文化を担う人材・機関

- 各地域の継承の取組を主導する主体の形成を図るとともに、地域の主体への伴走支援を行う機能を持つ全国的な主体についても、地域の主体の取組の支援を通じて形成を図る(①)。
- 全国的な主体については、将来的に国立近現代建築資料館がその機能を担うことも見据えて、組織の在り方を検討する。

継承・創造を促進する制度

- 各地域における建物の継承の取組をサポートするための仕組みづくりを進める(①)。
- 公共建築については、継承の考え方・手法を国で整理したガイドラインを作成し、自治体の取組を促す(②)。
- 各地域への伴走支援等から得た知見を国立近現代建築資料館に蓄積し、制度面の課題への対応策の具体化に向けた検討につなげる。

社会全体の理解や意識醸成の機会

- 引き続き国内の建築ツーリズム等の建築の魅力の発信の取組の連携と波及を図る(③)。
- インバウンドへの訴求に向けて、対海外を含む建築の魅力の発信の拠点機能の整備や、海外の建築ツアー団体との交流による知見の蓄積を図る。

継承・創造のための新技術、市場

- 金融機関や住宅メーカー等、建築や不動産市場に関わる主体の関与の促進に向けて、先行事例の発信や、継承の取組の経済・社会へのインパクトの可視化の取組を進める(④)。

4-3. 建築の魅力の発信の在り方について

- 建築の魅力の発信の取組として、国内ではインバウンドに対応したものについて課題感がある。
- 他方、これまでのWGや勉強会でも、インバウンド、海外への発信や、その拠点となるような博物館施設などについてご意見をいただいていたところ。
- また、建築の継承に向けて、古い建物を使い続けることについての意識を変えていくという点についてもご意見をいただいていた。
- 国や、建築文化の振興の拠点となるような主体（国立近現代建築資料館や、形成を図っていく「建築文化センター」など）として、どのような取組、機能が求められるかということも念頭に改めてご意見をいただきたい。

【参考：これまでのWGや勉強会でいただいた意見】

- 日本には建築博物館がなく、海外から驚かれる。十分な規模・人材・収蔵機能を備えた施設を作るべき。
- 古い建物活用への心理的ハードルを下げる必要がある。
- 建築文化を観光資源として海外へ発信すべき。
- 地域の観光人材へ建築文化の知識を提供する仕組みが必要。
- 建築文化を観光立国の主要コンテンツとして位置付けるべき。
- 建築文化の定義を自治体まで共有する必要がある。
- 国だけが価値を決める時代ではなく、多様な主体が価値を形成する時代。国は価値を決めるよりも「価値の媒介者（メディエーター）」となるべき。
- 建築文化を体験型コンテンツとして活用し、人を呼び込み経済循環を生む制度が必要。
- 建築文化はサステナブルツーリズムに資する。
- 日本建築の海外評価を国内へ還元すべき。

4-4. 自治体に向けて出すべきメッセージについて

- 公共建築の継承について自治体に対してメッセージを出すに当たり、基本となる考え方（継承をする意義や、どのようなものが望ましい継承の在り方なのか）を整理したい。
- これまでも、建築文化として振興すべき対象、考え方についてご意見をいただいていた。
- 今回は、近現代に建てられ、地域で使われてきたような公共建築を念頭に、その所有者である自治体に対して出すメッセージとしてどのような内容を伝えるべきか、という観点でご意見をいただきたい。

【参考：これまでのWGや勉強会でいただいた意見】

- 近現代建築の保存だけでなく、新しい優れた建築も対象とすべき。
- 古民家なども含め、地域性・界限性を重視すべき。
- 景観や地域全体を含め、線・面で考えるべき。
- 生きた保存（用途を与えて使い続けること）が必要。
- 地域の記憶を継承する価値も重要。
- 建築意匠だけでなく、Built Environmentとして建築文化を捉えるべき。
- 少子高齢化、人口減少、防災など社会課題を解決する建築も評価すべき。
- 保存か解体かの二者択一ではなく、地域全体を良くする継承方法を考えるべき。
- 建築文化を環境政策・地域産業政策と結び付けるべき。
- 地場産業や伝統技術を活かす建築文化への支援が必要。
- 観光客が求めるのは地域固有の雰囲気であり、それが建築文化の価値となる。
- 建築の歴史や記憶と新しい利用との対話が重要。